

第1回 (11月シーズン)

- 著作権法がどのように構成されているか、その仕組みを大きく把握することを目的として解説
- コンテンツを「使う」場合に、どう権利者の許諾を得なければならないか、それとも許可なく使用できるかの判断基準を紹介

項目	内容	具体例
著作権法の全体構造①	① 著作物 ② 実演 ③ レコード ④ 放送 ⑤ 有線放送 という対象物に該当しない限り保護しない	芸能人がクイズ番組に出演して、クイズの回答をするのは、実演か。ウィキペディアの画面に載っている写真を自社のホームページに載せるのに、配信事業者の許諾はいるか
著作権法が定める5つの権利者	① 著作人 ② 実演家 ③ レコード製作者 ④ 放送事業者 ⑤ 有線放送事業者 とはどのような人たちなのか	書籍などの「出版社」は権利者にあたるか。自ら番組を作らず他人が制作した番組だけを放送していても権利者となれるか。
権利者から許諾を得るか？否か？の判断フロー	① 5つの保護対象のうち、いずれか一つ以上に該当する ② 保護対象の権利の存続期間が満了していない ③ 外国の権利対象が日本の保護義務に該当する ④ 保護対象の「使い方」が権利者の禁止権に該当する ⑤ 権利者の禁止権に該当する「使い方」の場合に、権利者の禁止権が制限される事由のいずれにも該当しない	書店が本を客に売る際、本の著者の許諾を得る必要があるか。有料放送局が放送するテニスの世界タイトルマッチの放送を、飲食店が店内に入った客に見せてもよいか
	①～⑤の問いかけに対し、すべて「YES」の回答が得られた場合に、権利者から許諾を得る必要がある	ひとつでも「NO」ならば、許諾を得ずに使うことができる。

- 誰に許諾を申請したらよいのか、許諾を得ずに使った場合どのようなペナルティが科されるのかという、著作権法の柱の部分を紹介
- 著作権法で保護されたコンテンツを「使う」場合、著作権法以外の法律も関係してくるので、その主要な部分を網羅的に解説

項目	内容	具体例	
著作権法の全体構造②	使うことの「許諾」を得る	権利侵害をせずにコンテンツを使うためには権利者は誰かを確認し、そこから許諾を得るための方法。「著作物利用許諾契約」という契約上の合意で、民法が原則を定め、著作権法がその特則を定めていることを解説。	プロの写真家から、写真を放送することの許諾を得た。番組に録画することの許諾も得たと考えてよいか。また、この番組を再放送することの許諾も得られたと考えてよいか。
	権利そのものの「譲渡」を受ける	「著作物譲渡契約」という契約上の合意で、著作権の譲渡には、「登録」という制度がある。著作権法の「登録」に関する規定は、民法における不動産の「登記」に関する規定と同じように理解できることの解説	県の「ゆるキャラ」をデザインしてもらい、デザイナーから著作権の譲渡を受けた。これを文化庁に登録しておかないとどういふ不都合が生じるか。
	著作者、実演家の死後も存続する権利	「著作権」「著作隣接権」は、著作者、実演家の死後、その権利を相続することができる。相続人は民法が定めていることの解説。そもそも「著作権」「著作隣接権」は何が対象で、どのような権利者なのか？	小説のドラマ化を企画しているが、その小説家は死去している。長男が「許諾します」と言って、契約書も提示してきた。信用してよいか。
	他人に譲渡できない権利	「著作人格権」「実演家人格権」は、その権利を他人に譲渡することはできない。そもそも「著作人格権」「実演家人格権」は何が対象で、どのような権利者なのか？ 「著作者(実演家)が存しなくなった後も著作者(実演家)が存していたとしたならばその著作者(実演家)人格権の侵害となる行為をしてはならない」と定められ、その結果、永久に保護されることの解説。 法人は、会社が存続している限り、著作人格権は永久に存続	「ローマの休日」は、既に著作権が消滅した映画とされている。放送時間の関係により、一部カットして放送したい。問題はないと考えてよいか。レオナルド・ダ・ヴィンチは、既に死後500年が経過している。「モナリザ」を、微笑から泣き顔に改変した場合、何らのリスクもないと考えてよいか。
	権利者が不明で連絡できない	権利者が行方不明の場合、文化庁長官が権利者に代わり、許諾をしてくれる規定がある。これが「裁定」の制度	行方不明で許諾が得られなくても、使えば権利侵害なのか
	「出版権」という権利	出版社は、出版物の紙面の複製、放送、ネット送信などに対し、何ら禁止権をもっていないが、出版権が定められ、「紙の出版権」「電子出版権」を対象とする規定が設けられていることを解説	ある小説家から、新作小説を自社で出版させてもらおうとき、「出版の許諾を得る」と「出版権を設定する」はどう違うか。
許諾を得ずに使った場合のペナルティ	民事責任	①「使う」ことの「差止め」請求 ②「損害賠償」の請求 ③「不当利得」の返還請求	著作物を無断で使われてから5年が経過した。損害賠償は請求できるか。
	刑事責任	① 著作権侵害の「過失」または「故意」についての処罰 ② 権利者の「告訴」による「親告罪」と「非親告罪」 ③ 法人の役員あるいは従業員が、著作権侵害罪を犯した場合、法人にも高額な罰金刑を科する「両罰規定」	著作権は消滅していると誤信し、許諾を得ずに使ったが、戦時加算を見落としていた。過失犯として不可罰でよいか。
著作権法で「許諾を得る必要はない」ケースでも、他の法律に照会したとき「承諾を得なければならぬ」「他の法律で違法となる」ケース	商標法	商標法で「文字」を利用することに関し、商標権者に「他の誰にも使わせない」禁止権を与えている「商標権」とはどのような権利かを解説	町並みを撮影していたら、マクドナルドの商標「M」のマークが映った。許諾を得るか。
	不正競争防止法	特許庁に登録がされていない「商品」や「サービス」であっても、「周知」「著名」として不正競争防止法で保護されるケースを解説	広島県で「青山学院」という名称の高校を新たに開校する。問題はないか。
	独占禁止法	公正な競争を促進することを目的として、知的財産権との絡みで独占禁止法が関係する例など、独占禁止法の趣旨について概要を解説	音楽著作権管理団体中で日本音楽著作権協会のシェアは圧倒的に高い。本法違反か。
	民法	「著作権」の概念は民法で定めた「所有権」と類似しているため、「所有権」を理解することで著作権が理解しやすくなることの解説	所有権とは、自己の所有物を自己だけが使える権利。著作権も、同じように考えられるか
	肖像に関するプライバシー権	自己の肖像を同意なく、撮影され、または公表されない権利	最高裁判例はどう考えているか。
	パブリシティ権	自己の肖像を営利目的で利用されることの禁止権	最高裁判例はどう考えているか。

- 保護対象を「音楽」の著作物、実演、レコードに限定し、音楽にまつわる著作権、著作隣接権の問題を網羅的に説明する(その1)
- 市販の音楽CDを制作する映像作品に利用するようなケース、楽譜をコピーするようなケースなど、利用方法によって「誰の」「どのような」権利が対象になるのかを解説

項目	内容	具体例	
音楽の著作物の著作者(作詞家、作曲家)の権利、権利の制限	著作権	複製、公衆への上演、公衆への演奏、公衆への上映、放送、有線放送、自動公衆送信、送信可能化、受信装置を用いた公衆への伝達、公衆への口述、頒布、公衆への複製物譲渡、公衆への複製物貸与、編曲・翻案、編曲・翻案物の利用、以上の利用禁止権、みなし侵害行為	小田和正武道館ライブコンサートを(1)録音したCDを(2)録音録画したDVDを、タワーレコードが客に販売する場合、どの権利がはたらくか
	著作者人格権	公表権、氏名表示権、同一性保持権、みなし侵害行為。なお、著作者人格権は「制限」されない	「替え歌」は、作詞家の同一性保持権の侵害になるか
	著作権の制限	私的使用のための複製、放送事業者による一時的固定、引用、非営利・無料の演奏ほか	プロの歌手を大学祭に呼んで歌ってもらおう。許諾は要るか。
実演家(歌唱者、楽器演奏家、指揮者など)の権利	著作隣接権	録音、放送、有線放送、送信可能化、録音物の譲渡、商業用レコードの公衆への貸与、以上の利用禁止権、みなし侵害行為	WOWOWが放送するサザンのコンサートを飲食店がリアルタイムで客に見せる。
	報酬請求権	商業用レコードの二次使用料請求権、期間経過商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬請求権など	TBSラジオが、森進一の歌う「おふくろさん」を放送する
	実演家人格権	氏名表示権、同一性保持権。なお、実演家人格権は、「制限」されない	テレビでBGMを流す。演奏家の氏名を表示する必要?
	著作隣接権の制限	私的使用のための複製、放送事業者による一時的固定ほか	TBSラジオは、音楽CDを放送のため録音できるか 音楽CDを劇場用映画のBGMとして録音できるか。
レコード製作者の権利(業界で、「原盤権」とも呼ばれる)	著作隣接権	複製、送信可能化、複製物の譲渡、商業用レコードの公衆への貸与、以上の利用禁止権、みなし侵害行為	音楽CDを劇場用映画のBGMとして録音できるか。
	報酬請求権	商業用レコードの二次使用料請求権、期間経過商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬請求権など	TBSラジオがビクター発売の「おふくろさん」を放送する
	著作隣接権の制限	私的使用のための複製、放送事業者による一時的固定ほか	TBSラジオは、音楽CDを放送のため録音できるか
	著作権の存続期間と戦時加算	実演家、レコード製作者の著作隣接権の存続期間、旧著作権法時代(1970年以前)に行われた実演および音の固定されたレコードの権利存続期間	1962年発売の「いつでも夢を」のCDを、劇場用映画に録音。ビクターの許諾は要るか
日本音楽著作権協会 JASRAC=ジャスラック	旧仲介業務法による、唯一の音楽著作物の権利管理団体		
	「音楽出版社」の意義。作詞家、作曲家との著作権譲渡契約、著作物のプロモートを行う存在		作曲家が、JASRACと信託契約をしていない場合
	作詞家、作曲家、音楽出版社によるJASRACへの著作権の「信託」と「著作物信託契約約款」の内管理委託範囲の選択		「信託」とは、形式的には「著作権の譲渡」にあたる。
	作品データベース検索システム「J-WID」の読み方		
	「使用料規程」による、著作物の画一管理、各種利用に対する著作物使用料の概観、法律上の「著徴収した使用料の「分配」の仕組み。「詞」と「曲」は、「共同著作物」か「結合著作物」か。		CD録音は定価の6%、DVDへの録音は定価の4.5% 「替え歌」は、作曲家の同一性保持権の侵害になるか
	委託者が使用料の額を定める「指し値」とは? 外国曲が指し値となる著作物の利用形態は?		コンサートでの演奏は? CDに録音する場合は?
「シンクロナイゼーション・ライツ」とは? その適用範囲			
1970年以前の作品で、レコード会社の「専属楽曲」とは?			

● 保護対象を「音楽」の著作物、実演、レコードに限定し、音楽にまつわる著作権、著作隣接権の問題を網羅的に説明する(その2)

項目	内容	具体例
日本音楽著作権協会(前回の続き)	放送局が、JASRACの管理作品を利用できる範囲。「包括許諾・包括徴収」が独占禁止法違反の嫌疑で、公正取引委員会から排除措置命令を受けた理由、公取委の審決(2012年6月12日)で独占禁止法違反に当たらないと逆転「無罪」となり、さらにこの審決を取消す判決(2013年11月1日)が出され、それが最高裁でも支持された(2015年4月28日判決) JASRACと放送事業者との、今後の「包括許諾・包括徴収」契約の行方は?	作詞家、作曲家がJASRACから、イーライセンスに管理を移したとしても包括使用料は減額されないため、放送局がイーライセンスに新たに使用料を支払う分、放送局に追加負担が生じてしまう。 包括使用料を、減額できるか。
実演家とレコード製作者の権利処理	実演家の権利団体のいろいろ レコード製作者の権利団体である日本レコード協会。JASRACとは異なる、権利団体としての特徴 「放送実演」と「レコード実演」 ① 法律上の権利の異同 ② 「放送実演」の権利処理 「商業用レコード」 ① 商業用レコードとは ② 著作隣接権の権利処理。外国のレコードを用いた場合、著作権と類似の権利処理が行われる慣行 ③ 放送番組に用いたときの権利処理。実演家、レコード製作者の権利団体と、放送事業者との契約の内容	権利の信託を受けているか。 「紅白歌合戦」での歌手の歌唱は、「放送実演」 外国盤CDを劇場用映画に用いる場合、外国の作詞家、作曲家(著作権者)だけでなく、外国のレコード製作者、実演家の許諾も得る必要がある。
音楽著作権に関連する判例、裁判例の研究	JASRACが原告となった事件 ① クラブ・キャッツアイ事件(昭和63年3月15日 最高裁判決) ② ビッグエコー事件(平成11年7月13日 東京高裁判決) ③ ダンス教授事件(平成16年3月4日 名古屋高裁判決)	①は、音声のみを再生するカラオケスナックで客が歌唱を行った事件であり、その歌唱は、その場に居る不特定の客が聞ける状態にある。 ②は、カラオケボックスの個室で、レーザーディスク、CD、通信などのカラオケ装置を用い、客が仲間内に聞かせるために歌唱するもの。 ③は、社交ダンス教室で社交ダンスを教授する際に音楽CDを再生したもの。①②③は、著作権のうち、「公衆への演奏権」侵害の成否が問題となっている。
	旋律の盗作疑惑がかけられた事件 ① ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件(昭和53年9月7日最高裁判決) ② 「どこまでも行こう」VS「記念樹」事件(平成14年9月6日東京高裁判決) ③ 「どこまでも行こう」VS「記念樹」事件第2次訴訟(平成15年12月19日東京地裁判決、平成17年2月17日東京高裁判決)	①は、旋律の類似が「先行楽曲をまねて」生じたものではなく、「偶然に一致」した場合に著作権侵害となるかが問われた。 ②は、旋律の類似部分を子細に分析し、著作権侵害を認定したもの。 ③は、旋律類似の侵害曲を複製したレコード会社、放送した放送局、権利を管理した音楽出版社さらにはJASRACのそれぞれ過失責任が問われたもの。
	作曲家が放送の許諾をしたか否かが争点となった事件 TBS「愛の劇場」オープニング楽曲事件(平成23年8月9日東京高裁判決)	委嘱によりオープニング楽曲の作曲をした作曲家が、「楽曲の放送を許諾していない」と放送局に主張し、1320万円の支払を請求した事件。
	CMへの楽曲の利用が著作者人格権の侵害に当たるかが争点となった事件 アサツーディ・ケイ事件(平成14年11月21日東京地裁判決)	清涼飲料水のテレビCMに坂本龍一氏の著名な楽曲を使おうとした広告代理店が、坂本氏から著作者人格権の侵害に当たるとの主張をされたことによる事件。

- 「著作物」としての保護対象になる「美術」「建築」「写真」「映画」に特有の争点、問題点を解明する。
- 判例、裁判例が多ので、それらの事例を通じて著作権法の理解を深める。

項目	内容	具体例	
美術関係の著作物	著作権	「公衆への原作品展示権」という、特有の権利	
	著作権の制限	「美術の著作物の原作品の所有者による展示」、「公開の美術の著作物等の利用」、美術の著作物の展示に伴う複製、美術の著作物の譲渡等の申出に伴う複製	レオナルド・ダ・ヴィンチの絵画展覧会でダ・ヴィンチの絵画を見せるのに、許諾は必要か。
	「美術の著作物」における、所有者の権利＝擬似権利	顔真卿自書告身帖事件(最高裁昭和59年1月20日判決)	中国・唐代(8世紀)の書家の著作になる「書」の所有者が、所有者の承諾を得ずにこの「書」を出版した者に対し、出版物の販売の差止めを求めた事件。
	書・書体(タイプフェイス、ロゴデザイン)の著作物性＝擬似権利	Asahiロゴマーク事件(平成10年6月25日最高裁判決)、ゴナ書体事件(平成12年9月7日最高裁判決) キャラクターの著作物性・サザエさん事件(東京地裁昭和51年5月26日判決)	観光バスの車体に、サザエさん、カツオ、ワカメの各頭部の似顔絵を描いて貸切バスの営業を行っていたバス会社に、著作権者が損害賠償の支払を請求した事件。
	応用美術(実用に供されあるいは産業上利用される美的な創作物)の著作物性	赤とんぼ博多人形事件(昭和48年2月7日長崎地裁佐世保支部決定)、商業広告事件(昭和60年3月29日大阪地裁判決)、ブードルぬいぐるみ事件(平成20年7月4日東京地裁判決)	
美術の著作物と、著作権の制限規定、引用	「引用」により、権利者の許諾を得ずに複製できるケースがあるかを検証 藤田嗣治絵画事件(東京地裁昭和60年10月17日判決)、バーンズ・コレクション事件(東京地裁平成10年10月20日判決)、脱ゴーマニズム宣言事件(東京高裁平成12年4月25日判決)、美術鑑定証書事件(知的財産高裁平成22年10月31日判決)	近代日本の絵画史を述べた論文中的「補足図版」と称して、ダ・ヴィンチの絵画12点を掲載して出版した事件。展覧会の入場券にピカソの絵画を印刷した事件。批評目的による漫画の「引用」の是非、引用「する」側が著作物である必要があるかが問われた事件。	
建築関係の著作物	建築の著作物に関する著作権の特徴	ほとんどの利用において、著作権が制限されている	東京スカイツリーを撮影した絵本を販売できるか。
写真関係の著作物	写真の著作物の創作性	平面で表現される美術の著作物(絵画、版画)を撮影した写真の創作性 ・版画の写真事件(平成10年11月30日東京地裁判決) 立体で表現される美術の著作物(彫刻)を撮影した写真の創作性 人物の肖像を撮影した写真の著作物の創作性	
	写真の著作物の著作権侵害の基準	・被写体の並べ方を真似たケース＝スイカ写真事件(東京高裁平成13年6月21日判決) ・風景写真を見て、そのまま水彩画に書き移した事件＝祇園祭水彩画模写事件(東京地裁平成20年3月13日判決) ・同じ被写体を撮影した事件＝廃墟写真事件(知的財産高裁平成23年5月10日判決)	スイカ事件では、東京地裁は非侵害、東京高裁は逆転、侵害とした。水彩画への書き移しを侵害とした。廃墟写真事件では、地裁、高裁とも非侵害とした。
	写真の著作物の同一性保持権侵害の基準	パロディ・モンタージュ写真事件(最高裁昭和55年3月28日判決、最高裁昭和61年5月30日判決)	
肖像権等	写真の著作物の著作権の存続期間	「公表後10年間」→「公表後50年間」→「死後50年間」	公表後10年が経過し権利消滅した写真の保護は復活しないので、自由に利用できる。
	肖像に関するプライバシー権 パブリシティ権	自己の肖像を同意なく、撮影され、または公表されない権利 自己の肖像を営利目的で利用されることの禁止権	最高裁判例はどう考えているか。 最高裁判例はどう考えているか。
映画関係の著作物	映画の定義	著作権法が定める映画(動画)の定義	
	何が「映画の著作物」に該当するか	・登山者がスマホで撮影した御嶽山噴火の映像 ・防犯カメラにより撮影された映像 ・テレビのドラマ番組、バラエティ番組、テレビCM ・錦織圭選手の全米オープンでのテニスの試合の中継映像	防犯カメラは、自動式の撮影。テニスの映像は、動画表現はされているが、生放送である。スマホでの撮影映像は、著作物の創作のための多額の資金を必要としない。
	「典型的な」映画の著作物＝劇場用映画	・「著作者」は誰か。 ・「モダン・オーサー(現代的著作者)」とは? 「クラシカル・オーサー(古典的著作者)」とは? 「映画の著作物」において、両者が取得する権利の違い ・「著作権」を取得する「映画製作者」とは何か。「映画会社」に限られるのか。 ・映画の著作物における、出演俳優＝「映像実演家」の権利	「監督」は? 「プロデューサー」は? 「撮影カメラマン」は? 「原作の小説家」は? 「脚本家」は? 「劇伴音楽の作曲家」は?
	「テレビ番組」と「劇場用映画」との「映画の著作物」としての相違点	・モダン・オーサーの権利に、相違点はあるか。 ・クラシカル・オーサーの権利に、相違点はあるか。 ・出演俳優＝「映像実演家」の権利に、相違点はあるか。	放送局の制作番組の場合、クラシカルオーサーの権利に相違点はない。
	「テレビCM」は、「劇場用映画」と法的性格が異なる「映画の著作物」か	・「映画製作者」となる者は、CM制作会社か、広告代理店か、広告主か ・「ケースデンキ、ブルボン」テレビCM事件(平成24年10月25日知的財産高裁判決)	知的財産高裁は、「映画製作者」を広告主であるとした。
「著作者」が「著作権」を取得できる「映画の著作物」は存在するか	スマホで個人が撮影した映像は、資金を必要とせず、「映画製作者」という概念は存在しない。	撮影した個人が、著作者であり、著作権も取得する。	

<p>「映画の著作物」の著作権の存続期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧著作権法時代(1970年以前)における「独創性を有する映画」と「独創性を欠く映画」の存続期間の相違 ・旧著作権法時代の、団体著作名義による存続期間～いわゆる1953年問題 ・旧著作権法時代の、個人著作名義による存続期間～「死後38年間」問題 ・新著作権法時代は、「公表後70年間」による一律保護 	<p>劇場用映画は、公表後30年間の保護があったが、ニュースフィルムは公表後10年間の保護しかなかった。黒澤明監督は1998年死去なので、2036年までは著作権が存続していることになる。</p>
--------------------------	--	---

第6回 (1月シーズン)

- 「著作物」としての保護対象になる「言語」「舞踊」等、「創作性」の是非、「権利侵害」の判断基準などを検討
- 「共同著作物」「二次的著作物」「編集著作物」など、特殊な著作物、さらに「著作者」を法人等とする「職務著作」の論点についても解説
- 「著作権の制限」の中で「私的使用のための複製」について、法律の規定、判例などについて、網羅的に検討、解説

項目	内容	具体例	
言語関係の著作物	著作権法の特別規定	事実の伝達に過ぎない雑報及び事実の報道 権利の目的とならない著作物	
	「創作性」の有無	新聞の「見出し」(東京地裁平成16年3月24日判決) 雑誌の読者に宛てた挨拶文(平成7年12月18日東京地裁判決) 日本の「城」の定義文(東京地裁平成6年4月25日判決) 交通標語(東京地裁平成13年5月30日判決) 「夢は時間を裏切らない」の創作性(平成20年12月26日東京地裁判決) 短文表現～「箱根富士屋ホテル物語」事件(平成22年7月14日知的財産高裁判決)	言語表現が「創作性」を欠き、著作物ではないとした判断が多くなされている。多くの具体例を引きながら、その判断の基準を探る。
	著作権侵害の成否判断の基準	「江差追分」事件(最高裁平成13年6月28日判決)	「江差追分」事件は、「翻案」の意義を明らかにし、何が翻案権侵害となるかの基準を示した。これを理解すれば、他の事件での侵害の成否が判断できる。
舞踊関係の著作物	振付等の権利	「ベジャール振付」事件(東京地裁平成10年11月20日判決) 「Shall we ダンス？」振付事件(東京地裁平成24年2月28日判決)	
特殊な著作物	共同著作物	法律上の規定(定義規定、第64条、第65条) 「結合著作物」との相違点 「二次的著作物」との相違点	
	二次的著作物	法律上の規定(定義規定、第11条、第19条1項、第27条、第28条) 「キャンディ・キャンディ」事件(最高裁平成13年10月25日判決) 「やわらかい生活」事件(東京地裁平成22年9月10日判決)	漫画のストーリー作家と、画家が異なる場合、画家が描いた主人公キャンディの絵画のみをハンカチなどに複製する場合、ストーリー作家の許諾も得る必要があるか。
	編集著作物	法律上の規定(第12条) 「松本清張作品リスト」事件(東京地裁平成11年2月25日判決) 「色画用紙見本帳」事件(平成12年3月23日判決)	
特殊な著作物	職務著作	法律上の規定(第15条)、その成立要件	
デジタル化社会の中での著作物の私的使用	私的使用のための複製	法律上の規定(第30条)とその改正の歴史 「個人的、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内」の意義 「使用する者」 公衆向けに設置された自動複製機器 技術的保護手段の回避 違法アップロードの著作物を受信して行う行為の違法化、犯罪の成立要件 私的録音録画補償金 書籍のスキヤンによる電子化～「自炊代行」事件(平成25年9月30日、同年10月30日東京地裁判決)	個人的目的での複製を、会社のコピー機を用いて行ったら、合法的な複製か。「使用する者」が複製しなければならぬので、断裁した書籍を業者に複製してもらうのは、業者を複製の主体とみる限り、個人的に見るだけの目的であっても、合法的な複製にならない。
	最近の動向	「まねきTV」事件最高裁判決(平成23年1月18日) 「ロクラクⅡ」事件最高裁判決(平成23年1月20日)	「まねきTV」事件は、東京の各放送局の放送を受信する「ベースステーション」という機器をインターネットに接続し、顧客が海外で専用モニターを操作し、東京の放送をリアルタイムで視聴できるというサービス。「ロクラクⅡ」事件は、静岡、東京の各放送局の放送を受信する「親機ロクラク」という機器をインターネットに接続し、海外で顧客が「子機ロクラク」を操作し、東京の放送を録音・録画できるというサービス。これらが放送事業者の著作隣接権を侵害するか否かが問題となり、最高裁まで争われた。